

各位

三井住友海上火災保険株式会社
 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
 株式会社インターリスク総研

～安心・安全で快適な自動車社会の実現に向けて～

自動運転車に関する意識調査と新商品の販売開始について

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上火災保険株式会社（社長：原典之）ならびにあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（社長：金杉恭三）、株式会社インターリスク総研（社長：村戸真）の3社は、自動運転車に対する消費者の意識や社会的受容性を把握し、商品・サービスの高度化と新たな開発に活かすことを目的に、昨年度に引き続き、「自動運転車および公道実証実験に関する消費者の意識調査」を実施しました。

昨年度の調査結果と比較すると、交通事故の減少等、引き続き自動運転技術の実用化に期待する声は多く、公道実証実験の実施への賛成者も増加しています。一方、自動運転技術・性能・セキュリティに起因する事故等を不安視する声も寄せられています。こうした不安を解消すべく、三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保は新商品「不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約」等を開発し、2018年1月から販売を開始します。

MS&ADインシュアランスグループは、今後も商品・サービスの提供を通じて、安心・安全で快適な自動車社会の実現に貢献していきます。

1. 自動運転車に関する意識調査

(1) 調査の概要

- ①調査方法： Webによるアンケート
- ②調査対象： 10代～70代の男女個人
- ③回答数： 1,000サンプル ※性別、年代がほぼ均等となるよう割付を実施
- ④調査期間： 2017年6月

(2) 調査結果の概要

昨年度の調査結果と同様に、消費者の多くは交通事故の減少や移動支援を期待しており、公道での実証実験にも過半数の方が賛成しています。一方で、自動運転技術に対する不安は、昨年度と比較して変化がみられ、自動運転技術・性能・セキュリティに起因する暴走・事故に関する回答が上位を占めています。「期待」と「不安」が入り混じった結果となり、また消費者の自動運転車の購買には慎重であることが分かるなど、今後も継続的な調査・研究が必要です。

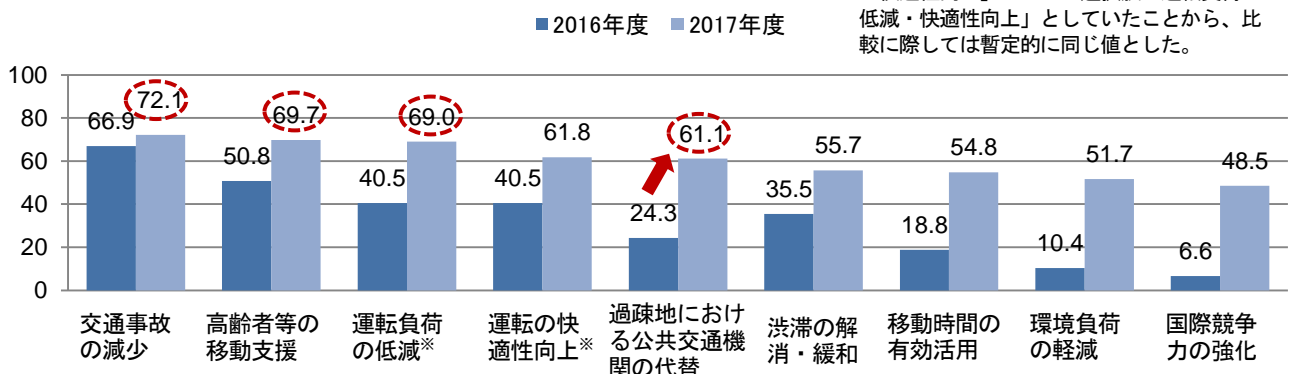
(3) 調査結果の詳細

①自動運転技術に対する「期待」

「交通事故の減少(72.1%)」に対する期待が最も高く、「高齢者等の移動支援(69.7%)」、「運転負荷の低減(69.0%)」の順に続いています。また昨年度と比較すると「過疎地における公共交通機関の代替(61.1%)」の回答が大きく伸びるなど、多くの消費者が自動運転による「交通事故の減少」や「移動支援」の実現を期待しています。

＜図1＞自動運転技術の実用化に対して期待する内容

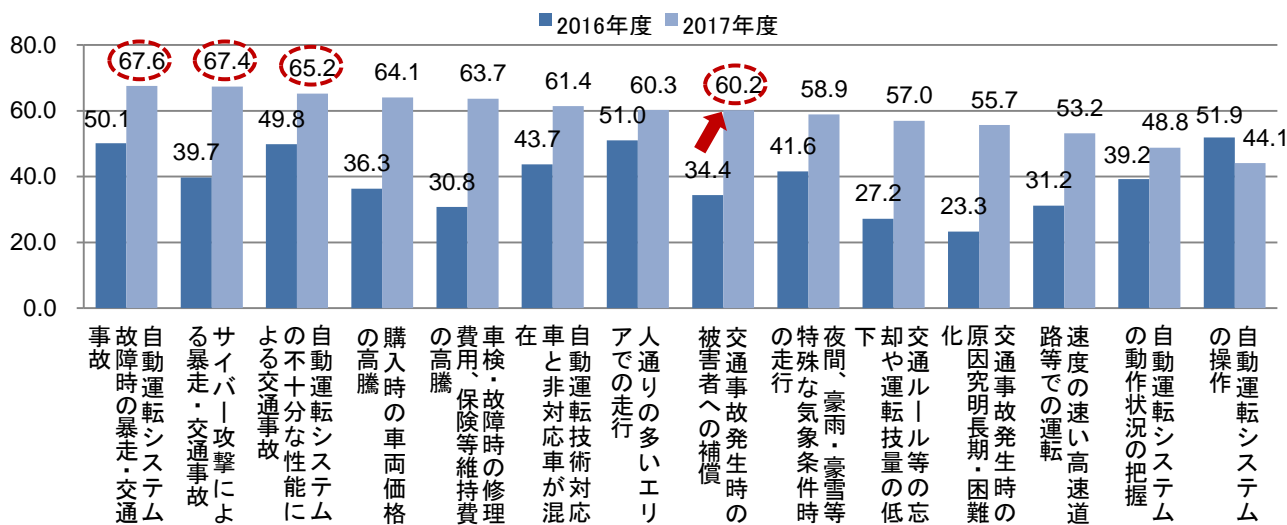
※昨年度は、選択肢の「運転負荷の低減」「運転の快適性向上」は一つの選択肢「運転負荷の低減・快適性向上」としていたことから、比較に際しては暫定的に同じ値とした。



②自動運転技術に対する「不安」

昨年度の結果からやや傾向に変化がみられ、「自動運転システム故障時の暴走・交通事故 (67.6%)」に対する不安が最も高く、「サイバー攻撃による暴走・交通事故 (67.4%)」、「自動運転システムの不十分な性能による交通事故 (65.2%)」の順に続いています。また、昨年度と比較し「交通事故発生時の被害者への補償 (60.2%)」の回答も増えています。こうした不安は、今後、公道実証実験等により安全性が証明されることで解消に向かうと考えられます。

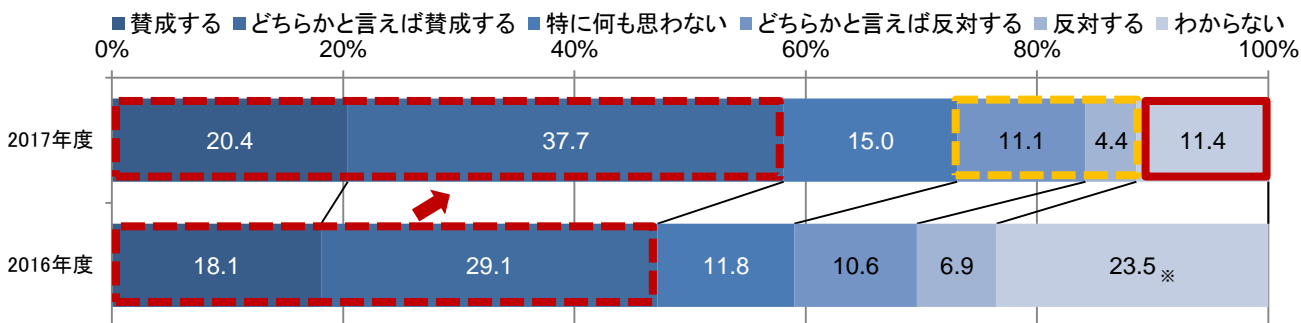
<図2>自動運転技術に不安を感じる内容



③公道実証実験実施の是非は「賛成」が過半数

昨年度と比較した場合、「賛成する」「どちらかと言えば賛成する」の許容層 (58.1%)が、「どちらかと言えば反対する」「反対する」の反対層 (15.5%)、「分からない」と回答した層 (11.4%)を大幅に上回る結果となっており、自動運転の実現に期待をもっています。

<図3>公道実証実験実施の是非についての反応

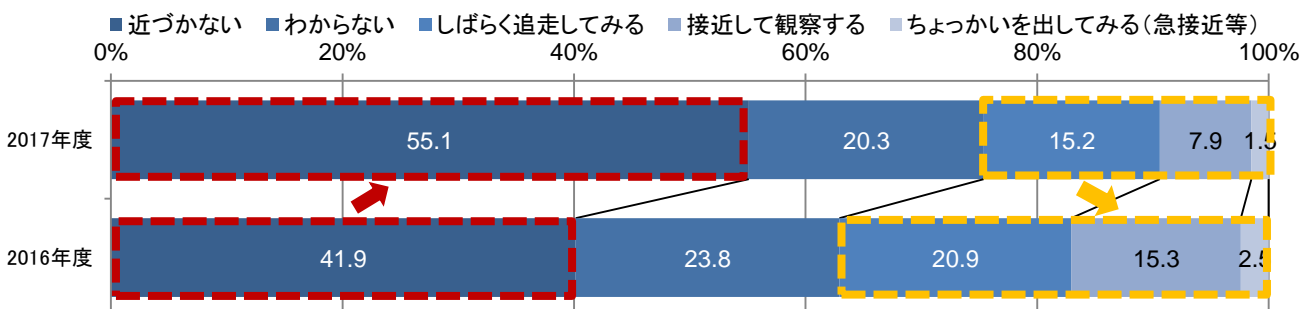


※比較に際し、昨年度の選択肢「その他」(0.4%)は「わからない」(23.1%)と合算した

④「周囲の理解」「周囲の行動」を踏まえた実験計画が必要

昨年度と比較すると、実証実験中の自動車に遭遇した際、「近づかない」と回答した方が過半数 (55.1%)に増加している一方で、「しばらく追走してみる」「接近して観察する」「ちょっかいを出してみる」と回答した方は24.6%に減少しています。引き続き、公道実証実験を行う際には、地域住民の方々の理解を得るだけでなく、周囲のドライバー等の行動を考慮した実証実験計画の立案、リスク低減策の検討が必要と考えられます。

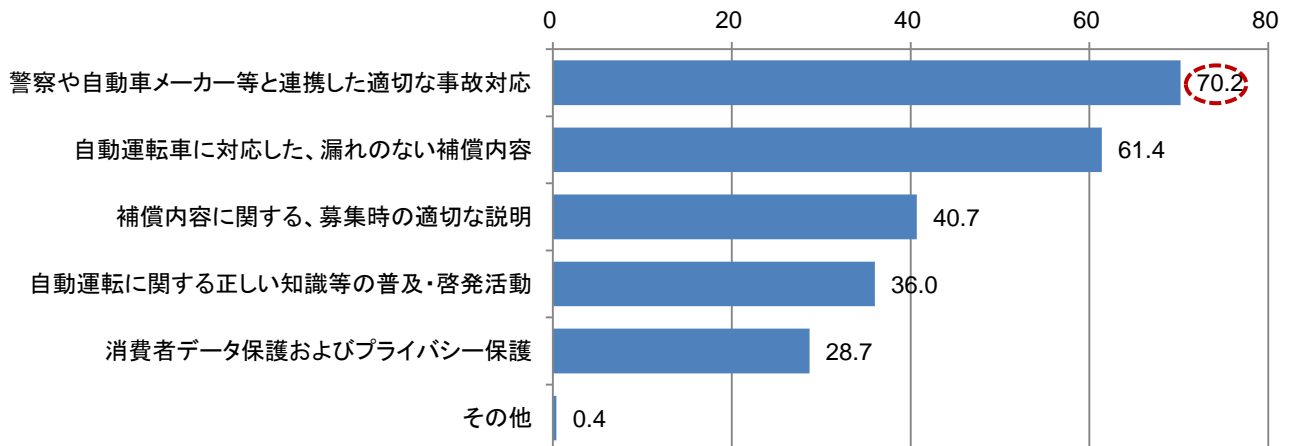
<図4>公道実証実験中の車両に遭遇した場面での行動



⑤自動運転技術の実用化における保険会社への期待

「警察や自動車メーカー等と連携した適切な事故対応」と回答した方が70.2%と最も多く、次いで「自動運転車に対応した、漏れのない補償内容」と続く結果となっており、消費者が確実に補償される制度、仕組み等を求めている、損害保険業界への期待が大きいことが分かります。

<図5> 損害保険会社への期待



2. 調査結果を踏まえた新商品の販売

上記、「(3) ②自動運転技術に対する『不安』」や「(3) 調査結果の詳細⑤自動運転技術の実用化における保険会社への期待」のとおり、消費者の多くが自動運転車による事故も確実に補償される制度・仕組み等を求めています。こうした消費者ニーズに応えることが、社会的受容性を向上させ、自動運転システムの普及に貢献すると考え、2018年1月から新商品「不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約」等を販売します。

3. 今後の取組みについて

MS&ADインシュアランスグループは、自動運転システムの普及に向け、自動運転システムに関する消費者の認識や社会的受容性を正しく理解するために、今後も継続的に調査・研究するとともに、より実態に即した商品やリスクマネジメントサービスの提供を通じて、安心・安全で快適な自動車社会の実現に貢献していきます。

添付別紙：新商品「不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約」等について

以上

新商品「不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約」等について

1. 開発の背景

自動運転システム等が発展する中、そのシステムの欠陥やハッキング等によるご契約のお車への不正アクセスに起因して自動車事故が発生した場合、運転者および被害者といった従来の事故当事者に加え、製造業者やソフトウェア事業者など賠償義務者が多岐にわたるケースが生じます。この場合、責任関係が複雑化し事故原因の究明や各関係者の責任の有無および過失割合の確定等に一定の時間を要する懸念があります。

将来の自動運転技術の導入が期待される昨今の社会環境変化を踏まえ、将来発生しうるご契約のお車への不正アクセスおよび車両の欠陥等に起因する事故についても、迅速な被害者救済を図ることを目的に本特約を開発することとしました。

2. 新商品の概要

(1) 補償内容

第三者による不正アクセスやご契約のお車に存在した欠陥等※¹により人身事故または物損事故が発生した場合で、運転者等の被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったことが確定※²したときに、被害者に生じた損害※³について被保険者が負担した費用を補償します。

※¹ リコール、警察の捜査等の客観的な事実により確認できる場合に限りします。

※² 法令・判例等に照らして被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったと当社が認めた場合を含みます。

※³ 被害者に生じた損害額のうち、被害者自身の過失により生じた損害額を控除した額。

<ご契約のお車への不正アクセスや車両の欠陥等による事故が発生した場合の保険金支払対応※>

※一定の条件を満たす場合に限りします。

被保険者の 損害賠償責任の有無	現行 対人賠償保険 対物賠償保険	本特約新設後 対人賠償保険 対物賠償保険 + 本特約
あり	○ 保険金支払いに向けた 対応が可能	○ (現行と同様)
不明	× ・被保険者に法律上の賠償責任の 有無があるか否か不明であるた め、保険金支払いに向けた対応が できません。	○ NEW ・被保険者の法律上の賠償責任の有無が不 明であっても、保険金支払いに向けた対応 が可能です。 ・その後、被保険者に損害賠償責任がない ことが確定した場合は、本特約により保険 金を支払う対応を進めます。ただし、事故 原因がリコールや裁判等の客観的な事実 により確認できる場合に限りします。
なし	× 保険金支払いに向けた 対応ができません。	○ 本特約での保険金支払いに向けた 対応が可能です。

【関連商品改定】車両保険無過失事故特約の改定

2018年1月1日以降始期契約を対象に、車両保険無過失事故特約を改定し、「不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約」と同様の事由で他物と衝突・接触等が発生した場合についても、車両保険無過失事故特約を適用しノーカウント事故とします。

(2) 提供方法

当社のすべての自動車保険契約※に追加保険料なしで自動セットします。

※対人賠償保険または対物賠償保険をセットした契約に限りします。また、三井住友海上の自動車保険「1DAY保険」「GK クルマの保険・ドライバー保険」およびあいおいニッセイ同和損保の自動車保険「ワンデーサポーター」「ドライバー保険」を除きます。

(3) 販売開始時期

2018年1月1日以降始期契約を対象とします。